

北名古屋市地域包括ケアシステム推進協議会について

1 設置目的

地域包括ケアシステム(高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるよう医療・介護・予防・生活支援及び住まいのサービスを一体的に受けられる支援体制)を推進するために設置。(北名古屋市地域包括ケアシステム推進協議会条例)

2 北名古屋市における地域ケア会議の構成

地域ケア会議の名称	内容
個別地域ケア会議	支援に困難を感じているケースや地域の現状や課題についての検討を関係機関等で検討することにより、個別課題解決、ネットワーク構築を図る。
自立支援型地域ケア会議	高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの観点から、個別ケースの課題分析を行うことにより、個別課題解決、ネットワーク構築、地域課題の発見を果たす。
在宅医療連携協議会	地域で在宅医療・介護を推進するため、多職種連携のもと、課題の抽出、解決策の検討、ICT 導入活用の検討。
地域包括ケアシステム推進協議会	地域包括ケアシステム構築に向けた課題の整理、人的・社会的資源開発の推進、政策形成、地域づくり、普及啓発等

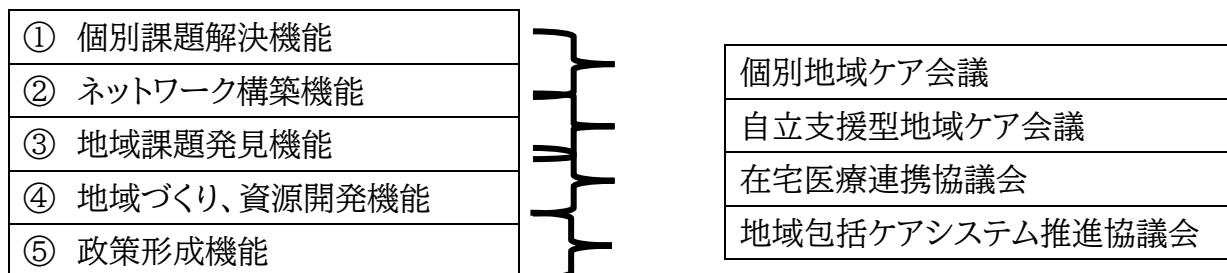
3 地域包括ケアシステムの実現に向けた過程(参考資料 1-1)

地域包括支援センターを中心に、多職種・多機関が参加する個別地域ケア会議や自立支援型地域ケア会議をはじめ、関係者から発見・抽出された地域課題を、在宅医療連携協議会において関係者に働きかけ、それぞれの得意分野を活かして地域課題の解決策や資源開発策を検討します。地域における支援のネットワークを広げることで、地域づくりを進めていきます。

地域包括ケアシステム推進協議会では、これら地域課題及び市の実情を踏まえ、政策形成につなげ介護保険事業計画に位置付けることで、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

4 機能について(参考資料 1-2)

地域ケア会議の5つの機能の内、地域包括ケアシステム推進協議会は、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能を、担います。



5 地域ケア会議と他事業との関係(参考資料 1-3)

地域ケア会議は、「在宅医療・介護連携事業」「生活支援体制構築事業」「認知症総合支援事業」と、相互に連携しながら推進していきます。

6 地域包括ケアシステム構築のプロセス(参考資料 1-4)

2025年に向けて、3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、市の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していきます。

令和3～5年度は、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、取り組みを実施しています。今後、第8期取り組みの進捗状況を確認しながら、課題を明らかにし、第9期の計画策定のプロセスと連動しながら、市の実情に応じたPDC Aサイクルを強化していきます。